文献調査報告書に係る道の当面の対応について

令和６年（2024年）10月10日
経済部資源エネルギー課

令和６年８月１日に開催された、国の特定放射性廃棄物小委員会において、寿都町と神恵内村の文献調査報告書案の審議が終了した。

当該報告書は、今後、ＮＵＭＯにおいて正式決定を経て、公告・縦覧に付されるなど、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下「最終処分法」という。）に基づく必要な手続きが進められていくことから、道の当面の対応について、以下のとおりとする。

記

（１）ＮＵＭＯによる報告書の決定・送付【最終処分法施行規則第７条関係】

⇒　ＮＵＭＯからの**報告書を受理**する。

（２）報告書の公告及び縦覧【同法施行規則第８条関係】

⇒　ＮＵＭＯによる報告書の公告・縦覧にあわせて、**本庁及びすべての（総合）振興局に報告書を配架し縦覧する**とともに、その場所や期間などを**北海道公報に登載**する。

（３）ＮＵＭＯによる説明会の開催【同法施行規則第９条関係】

⇒　ＮＵＭＯが開催する報告書に関する**説明会へ参加するなどして、会場での質疑応答状況を確認**する。

（４）ＮＵＭＯによる意見募集（パブコメ）【同法施行規則第１０条関係】

⇒　**専門家**（「幌延深地層研究の確認会議」専門有識者など）**からの意見も参考に、道としての意見を提出**する。

※なお、道からの意見を含め、パブコメで寄せられた意見の概要やその意見に対する見解については、後日、ＮＵＭＯよりこれを記載した書類の送付を受けることとなっている。
【同法施行規則第１１条関係】

（５）その他【同法に基づかない道の対応】

⇒　**広報誌「ほっかいどう」を活用**し、道の考え方などを道民に対し広報。

⇒　その他、必要に応じた対応を検討する。